

議案第12号

佐野市医療費助成に関する条例の改正について

佐野市医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和4年2月25日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

佐野市医療費助成に関する条例（平成17年佐野市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「15歳」を「18歳」に改め、同条第7号に次のように加える。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級の障がい者を有する者
第4条第2項中「をいう」を「をいい、成年となったこどもに係るこれらの者であった者を含む」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の佐野市医療費助成に関する条例第2条第6号及び第7号の規定は、この条例の施行の日以後に受ける保険給付に係ることも医療費又は重度心身障がい者医療費の助成について適用し、同日前までに受けた保険給付に係ることも医療費又は重度心身障がい者医療費の助成については、なお従前の例による。

理 由

こども医療費及び重度心身障がい者医療費における助成対象者を拡充するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第12号参考資料

佐野市医療費助成に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) こども 出生した日から<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 (7) 重度心身障がい者 次のいずれかに該当する者をいう。 ア～ウ (略) (8) (略) (助成対象者) 第4条 (略) 2 こども医療費の助成対象者は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象のこども」という。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者でこどもを現に監護するものをいう。）のうち、市長が交付するこども医療費受給資格者証を有するものとする。 (1)・(2) (略) 3・4 (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) こども 出生した日から<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 (7) 重度心身障がい者 次のいずれかに該当する者をいう。 ア～ウ (略) エ <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級の障がい</u>を有する者 (8) (略) (助成対象者) 第4条 (略) 2 こども医療費の助成対象者は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象のこども」という。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者でこどもを現に監護するものをいい、<u>成年となったこどもに係るこれらの者であった者を含む。</u>）のうち、市長が交付するこども医療費受給資格者証を有するものとする。 (1)・(2) (略) 3・4 (略)